

東京大学文書館利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>[第1条～第3条 略]</p> <p>(寄贈・寄託された文書の受入れ)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 文書館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、<u>次の各号に掲げる措置を</u>施し、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 第3条第2項第1号に定める措置</p> <p>二 第3条第2項第2号に定める識別番号の付与</p> <p>三 第9条第1項に定める目録の作成</p> <p>[第5条～第7条 略]</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)<u>をいう。以下同じ。</u>)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～四 [略]</p>	<p>[第1条～第3条 同左]</p> <p>(寄贈・寄託された文書の受入れ)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 文書館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次に掲げる措置を施し、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。</p> <p>一 第3条第2項第1号に定める措置</p> <p>二 第3条第2項第2号に定める識別番号の付与</p> <p>三 第9条第1項に定める目録の作成</p> <p>[第5条～第7条 同左]</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)<u>をいう。)</u>が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～四 [同左]</p>	<p>ガイドラインに合わせて、「次」を「次の各号」に修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

<p>(目録の作成及び公表)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 文書館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、<u>法第16条第1項第2号イ</u>若しくはロに掲げる情報又は同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。</p> <p>3 文書館長は、第1項に規定する目録を<u>文書館</u>に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。</p> <p>(利用請求の手続)</p> <p>第10条 文書館長は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求(以下「利用請求」という。)をしようとする者に対し、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号及び目録に記載された名称(※名称は任意)</p> <p>三 希望する利用の方法(任意)</p> <p>四 前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第19条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数、写しの交付の方法(※任意)</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[第11条～第13条 略]</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 文書館長は、第三者に関する情報が記録されている特定</p>	<p>(目録の作成及び公表)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>2 文書館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、<u>法第16条第2号イ</u>若しくはロに掲げる情報又は同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。</p> <p>3 文書館長は、第1項に規定する目録を<u>館</u>に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。</p> <p>(利用請求の手続)</p> <p>第10条 文書館長は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求(以下「利用請求」という。)をしようとする者に対し、<u>次に</u>掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>二 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号及び目録に記載された名称(※名称は任意)</p> <p>三 希望する利用の方法(任意)</p> <p>四 前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第19条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数、写しの交付の方法(※任意)</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>[第11条～第13条 同左]</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>2 文書館長は、第三者に関する情報が記録されている特定</p>	<p>法第16条第2号を、法第16条第1項第2号に字句を修正するもの。</p> <p>他の条文に合わせて、「館」を「文書館」に修正するもの。</p> <p>ガイドラインに合わせて、「次」を「次の各号」に修正するもの。</p>
---	---	--

<p>歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（<u>文書館</u>の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</li> <li>二 利用請求の年月日</li> <li>三 法第18条第2項の規定を適用する理由</li> <li>四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容</li> <li>五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</li> </ol> <p>3 [略]</p> <p>[第15条～第18条 略]</p> <p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第19条 [略]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から文書館が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 文書又は図画(第7条の規定により作成された複製物</li> </ol> </li> </ol>	<p>歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（<u>館</u>の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</li> <li>二 利用請求の年月日</li> <li>三 法第18条第2項の規定を適用する理由</li> <li>四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容</li> <li>五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</li> </ol> <p>3 [同左]</p> <p>[第15条～第18条 同左]</p> <p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第19条 [同左]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から文書館が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 文書又は図画(第7条及び法第16条第3項の規定に</li> </ol> </li> </ol>	<p>他の条文に合わせて、「館」を「文書館」に修正するもの。</p> <p>正確に規定するもの。</p>
--	---	--

<p><u>及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)</u></p> <p>イ <u>複写機により用紙に複写したもの</u></p> <p>ロ <u>スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録</u> [削除]</p> <p>ハ スキャナ等により読み取ってできた電子的記録を用紙に出力したもの</p> <p>ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>二 <u>電磁的記録(第 7 条の規定により作成された複製物及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。以下この号において同じ。)</u></p> <p>イ 用紙に出力したもの</p> <p>ロ <u>電磁的記録として複写したもの</u></p> <p>ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する</p>	<p><u>基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。)</u></p> <p>イ <u>複写機により用紙に複写したもの(法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)</u> [加える]</p> <p>ロ <u>第 7 条により作成された複製物を用紙に出力したもの</u></p> <p>ハ スキャナ等により読み取ってできた電子的記録を用紙に出力したもの</p> <p>ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>二 <u>電磁的記録</u></p> <p>イ 用紙に出力したもの [加える]</p> <p>ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する</p>	<p>複製物以外も存在するため削除するもの。</p> <p>写しの交付の方法を追加するもの。 イの括弧書きの削除に伴い、削除するもの。</p> <p>電磁的記録に必要な定義を追加するもの。</p> <p>写しの交付の方法を追加するもの。 条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>
---	--	---

<p>直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの</p> <p>二 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの</p> <p>3~4 [略]</p> <p>5 写しの交付は、文書館において行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。</u></p> <p>一 <u>郵便等を用いて利用請求者に送付する方法</u></p> <p>二 <u>情報通信技術を用いて利用請求者に送付する方法</u></p> <p>(手数料等)</p> <p>第20条 1・2 [略]</p> <p>3 <u>文書館長</u>は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表する。</p> <p>[第21条・第22条 略]</p> <p>(展示会の開催等)</p> <p>第23条 文書館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、<u>特定歴史公文書等</u>の利用の促進に努めなければならない。</p> <p>[第24条・第25条 略]</p>	<p>直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの</p> <p>ハ 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの</p> <p>3~4 [同左]</p> <p>5 写しの交付は、文書館において行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>郵送等により行うこともできる。この場合において、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。</u></p> <p>[加える]</p> <p>(手数料等)</p> <p>第20条 1・2 [同左]</p> <p>3 <u>文書館</u>は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表する。</p> <p>[第21条・第22条 同左]</p> <p>(展示会の開催等)</p> <p>第23条 文書館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、<u>歴史公文書等</u>の利用の促進に努めなければならない。</p> <p>[第24条・第25条 同左]</p>	<p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>写しの交付の方法の追加に伴いガイドラインに合わせて、改正するもの。</p> <p>主体を明確にするため、「文書館」を「文書館長」に修正するもの。</p> <p>ガイドラインに合わせて、「歴史公文書等」を「特定歴史公文書等」に修正するもの。</p>
--	--	--

(レファレンス)  
 第 26 条 [略]  
 2 文書館長は、閲覧室の開室時間中、口頭、電話、書面その他の方法により、レファレンスに係る利用を希望する者の申込みを受け付けることができるものとする。

[第27条 略]

(文書館の開館)  
 第 28 条 [略]  
 2 文書館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、文書館長は、原則として開館又は休館の 2 週間前までに理由を公表しなければならない。

3 [略]

[第29条～第34条 略]

別表 料金表 (第 19 条関係)

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画 (第 7 条の規定により作成された複製物及び法第 16 条第 3 項の規定に基づ	イ <u>複写機により用紙に複写したものの交付</u>	モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円

(レファレンス)  
 第 26 条 [同左]  
 2 館長は、閲覧室の開室時間中、口頭、電話、書面その他の方法により、レファレンスに係る利用を希望する者の申込みを受け付けることができるものとする。

[第27条 同左]

(文書館の開館)  
 第 28 条 [同左]  
 2 文書館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、文書館は、原則として開館又は休館の 2 週間前までに理由を公表しなければならない。

3 [同左]

[第29条～第34条 同左]

別表 料金表 (第 19 条関係)

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画 (第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製	イ <u>複写機により用紙に複写したものの交付 (法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)</u>	モノクロは A4～A3 まで用紙 1 枚につき 30 円、カラーは用紙 1 枚につき A4 及び B4 が 30 円、A3 が 40 円

他の条文に合わせて、「館長」を「文書館長」に修正するもの。

主体を明確にするため、「文書館」を「文書館長」に修正するもの。(第 28 条第 3 項と合わせる。)

第 29 条第 2 項第 1 号の改正に合わせて、改正するもの。

く利用のために作成された複製物を含む。)	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の情報通信技術を用いた交付	1 ファイルごとに 40 円	物を含む。)	[加える]	[加える]	写しの交付の方法の追加により、実施手数料の額を定めるもの。
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙 1 枚につき 40 円、カラーは用紙 1 枚につき 50 円 (いずれも A4 ~A3 まで同額)		ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙 1 枚につき 40 円、カラーは用紙 1 枚につき 50 円 (いずれも A4 ~A3 まで同額)	
	ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 70 円に 1 ファイルごとに 40 円を加えた額		ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 70 円に 1 ファイルごとに 40 円を加えた額	
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 40 円を加えた額		ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 40 円を加えた額	

<p>二 電磁的記録(第7条の規定により作成された複製物及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。以下この号において同じ。)</p>	イ 用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円(いずれもA4～A3まで同額)	<p>二 電磁的記録</p>	イ 用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円(いずれもA4～A3まで同額)	<p>第29条第2項第2号の改正に合わせて、改正するもの。</p> <p>写しの交付の方法の追加により、実施手数料の額を定めるもの。</p>
	ロ 電磁的記録として複製したものの情報通信技術を用いた交付	1ファイルごとに10円		[加える]	[加える]	
	ハ 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき70円に1ファイルごとに10円を加えた額		ロ 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき70円に1ファイルごとに10円を加えた額	
ニ 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき100円に1ファイルごとに10円を加えた額		ヒ 電磁的記録として複製したものを光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	光ディスク1枚につき100円に1ファイルごとに10円を加えた額		